

令和4年8月23日

総務委員会資料

報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症の状況について
(防災危機管理課)・・・P 1
2. 原子力防災に関する中国電力との協力協定の締結について
(原子力安全対策課)・・・P 10

防 災 部

新型コロナウイルス感染症の状況について
新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
6月9日(木)		県内感染者確認(21名、累計17,371名)
6月10日(金)		県内感染者確認(32名、累計17,403名)
6月11日(土)		県内感染者確認(12名、累計17,415名)
6月12日(日)		県内感染者確認(6名、累計17,421名)
6月13日(月)		県内感染者確認(30名、累計17,451名)
6月14日(火)		県内感染者確認(19名、累計17,470名)
6月15日(水)		県内感染者確認(26名、累計17,496名)
6月16日(木)		県内感染者確認(52名、累計17,548名)
6月17日(金)		県内感染者確認(62名、累計17,610名)
6月18日(土)		県内感染者確認(66名、累計17,676名)
6月19日(日)		県内感染者確認(55名、累計17,731名)
6月20日(月)		県内感染者確認(89名、累計17,820名)
6月21日(火)		県内感染者確認(98名、累計17,918名)
6月22日(水)		県内感染者確認(128名、累計18,046名)
6月23日(木)		県内感染者確認(125名、累計18,171名)
6月24日(金)		<p>県内感染者確認(164名、累計18,335名)</p> <p>第73回対策本部会議</p> <p>知事指示事項 (県民、事業者向け)</p> <p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請の期間は、令和4年6月27日から当面の間とする <p>(無料検査の受診)</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染に不安を感じる無症状の方は、無料検査を受けること、なお、この要請については、要請の間を7月31日までとする(特措法第24条第9項に基づく要請)

日付	国	島根県
		<p>(飲食店等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各店舗において感染防止対策を徹底し、そうした店舗を利用すること ・出雲市内においては、感染状況を踏まえ、飲食店等を利用する際は、 <ul style="list-style-type: none"> ①飲食の際の人数を4人以下とすること、ただし、同居する家族等での利用については、この人数制限を適用しないこと ②時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること
6月25日(土)		県内感染者確認(148名、累計18,483名)
6月26日(日)		県内感染者確認(154名、累計18,637名)
6月27日(月)		県内感染者確認(305名、累計18,942名)
6月28日(火)		県内感染者確認(283名、累計19,225名)
6月29日(水)		県内感染者確認(374名、累計19,599名)
6月30日(木)		県内感染者確認(355名、累計19,954名)
7月1日(金)		<p>県内感染者確認(427名、累計20,381名)</p> <p>第74回対策本部会議</p> <p>知事指示事項 (県民、事業者向け)</p> <p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請の期間は、令和4年7月4日から当面の間とする <p>(飲食店等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各店舗において感染防止対策を徹底し、そうした店舗を利用すること ・松江市、出雲市、安来市及び雲南市においては、感染状況を踏まえ、飲食店等を利用する際は、 <ul style="list-style-type: none"> ①飲食の際の人数を4人以下とすること、ただし、同居する家族等での利用については、この人数制限を適用しないこと ②時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること
7月2日(土)		県内感染者確認(397名、累計20,778名)

日付	国	島根県
7月3日(日)		県内感染者確認(313名、累計21,091名)
7月4日(月)		県内感染者確認(760名、累計21,851名)
7月5日(火)		<p>県内感染者確認(699名、累計22,550名)</p> <p>第75回対策本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 出雲保健所の積極的疫学調査の一部の業務の本庁での代行実施を開始 松江保健所と出雲保健所において、濃厚接触者以外の方への幅広いPCR検査について、医療機関、高齢者施設等に重点化 <p>知事指示事項 (県民、事業者向け)</p> <p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請の期間は、令和4年7月7日から当面の間とする <p>(飲食店等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各店舗において感染防止対策を徹底し、そうした店舗を利用することを前提として、 <ul style="list-style-type: none"> ①飲食の際の人数を、松江市、出雲市、安来市、雲南市の飲食店等を利用する場合は4人以下、その他の地域の飲食店等を利用する場合は8人以下とすること、ただし、同居する家族等での利用については、これらの人数制限を適用しないこと ②時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること
7月6日(水)		県内感染者確認(598名、累計23,148名)
7月7日(木)		<p>県内感染者確認(672名、累計23,820名)</p> <p>第76回対策本部会議(書面開催)</p> <p>決定事項 (県民、事業者向け)</p> <p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請の期間は、令和4年7月7日から当面の間とする

日付	国	島根県
		<p>(飲食店等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各店舗において感染防止対策を徹底し、そうした店舗を利用することを前提として、 <ul style="list-style-type: none"> ①飲食の際の人数を、松江市、出雲市、安来市、雲南市の飲食店等を利用する場合は4人以下、その他の地域の飲食店等を利用する場合は8人以下とすること、ただし、同居する家族等での利用については、これらの人数制限を適用しないこと ②時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で、「島根県新型コロナ対策認証店」を利用する場合は3時間、それ以外の店舗を利用する場合は2時間を限度とすること
7月8日(金)		県内感染者確認(754名、累計24,574名)
7月9日(土)		県内感染者確認(617名、累計25,191名)
7月10日(日)		県内感染者確認(601名、累計25,792名)
7月11日(月)		県内感染者確認(1,271名、累計27,063名)
7月12日(火)		<p>県内感染者確認(1,024名、累計28,087名)</p> <p>第77回対策本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の業務の停滞が発生している保健所管内において、同居家族等の感染者の濃厚接触者が有症状となった場合において、医師の判断により、検査を行わなくとも、臨床症状で診断することを可能とする取扱いを実施 ・全ての保健所管内において、同居家族等の濃厚接触者について、無症状の場合は検査を実施せず、有症状となった場合に医療機関を受診する取扱いに変更 ・全ての保健所において、濃厚接触者以外の方への幅広いPCR検査を重点化 ・積極的疫学調査の一部の業務の本庁での代行実施の対象を、県が管轄する全ての保健所を対象に順次拡大 <p>知事指示事項 (県民、事業者向け)</p>

日付	国	島根県
		<p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請の期間は、令和4年7月15日から当面の間とする <p>(飲食店等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各店舗において感染防止対策を徹底し、そうした店舗を利用することを前提として、 <ul style="list-style-type: none"> ①飲食の際の人数を、県東部地域及び県西部地域の飲食店等を利用する場合は4人以下、隠岐地域の飲食店等を利用する場合は8人以下とすること、ただし、同居する家族等での利用については、これらの人数制限を適用しないこと ②時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で、「島根県新型コロナ対策認証店」を利用する場合は3時間、それ以外の店舗を利用する場合は2時間を限度とすること <p>(食料やトイレットペーパーの備蓄)</p> <ul style="list-style-type: none"> 可能な範囲で5日程度の食料とトイレットペーパーの備蓄を行うこと
7月13日(水)		県内感染者確認(1,004名、累計29,091名)
7月14日(木)		県内感染者確認(943名、累計30,034名)
7月15日(金)	基本的対処方針の変更	県内感染者確認(913名、累計30,947名)
7月16日(土)		県内感染者確認(694名、累計31,641名)
7月17日(日)		県内感染者確認(391名、累計32,032名)
7月18日(月)		県内感染者確認(546名、累計32,578名)
7月19日(火)		県内感染者確認(1,609名、累計34,187名)
7月20日(水)		県内感染者確認(1,038名、累計35,225名)
7月21日(木)		県内感染者確認(943名、累計36,168名)
7月22日(金)		県内感染者確認(850名、累計37,018名)
7月23日(土)		県内感染者確認(658名、累計37,676名)
7月24日(日)		県内感染者確認(373名、累計38,049名)
7月25日(月)		県内感染者確認(1,033名、累計39,082名)
7月26日(火)		県内感染者確認(806名、累計39,888名)

日付	国	島根県
7月27日(水)		<p>県内感染者確認 (740名、累計40,628名)</p> <p>第78回対策本部会議 (書面開催)</p> <p>決定事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染に不安を感じる無症状の方は、無料検査を受けること、なお、この要請については、要請の期間を8月31日までとする(特措法第24条第9項に基づく要請) こと等を要請
7月28日(木)		県内感染者確認 (678名、累計41,306名)
7月29日(金)		県内感染者確認 (782名、累計42,088名)
7月30日(土)		県内感染者確認 (648名、累計42,736名)
7月31日(日)		県内感染者確認 (413名、累計43,149名)
8月1日(月)		県内感染者確認 (1,201名、累計44,350名)
8月2日(火)		県内感染者確認 (989名、累計45,339名)
8月3日(水)		県内感染者確認 (878名、累計46,217名)
8月4日(木)		県内感染者確認 (843名、累計47,060名)
8月5日(金)		<p>県内感染者確認 (897名、累計47,957名)</p> <p>第79回対策本部会議</p> <p>知事指示事項 (県民、事業者向け)</p> <p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請の期間は、令和4年8月6日から当面の間とする <p>(都道府県をまたぐ移動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、行き先の都道府県の要請を確認の上、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと、ただし、発熱等の症状がある場合は控えること ・重症化リスクの高い高齢者(65歳以上)や基礎疾患のある方、妊娠中の方、ワクチン未接種の方は、医療提供体制がひっ迫している都道府県(確保病床使用率が70%超かつ入院率2%以下の都道府県等)への移動については、慎重に判断す

日付	国	島根県
		<p>ること（8月5日現在の該当都道府県：埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、滋賀県、福岡県、鹿児島県、沖縄県）</p> <ul style="list-style-type: none"> また、県外のご家族やご親戚などが自宅に滞在する場合や、県外の個人宅等に滞在する場合は、自宅・個人宅等でも家庭でできる感染防止対策を徹底すること
8月6日（土）		<p>県内感染者確認（811名、累計48,768名）</p> <p>第80回対策本部会議（書面開催）</p> <p>決定事項 （県民、事業者向け）</p> <p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請の期間は、令和4年8月9日から当面の間とする <p>（都道府県をまたぐ移動）</p> <ul style="list-style-type: none"> 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、行き先の都道府県の要請を確認の上、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと、ただし、発熱等の症状がある場合は控えること 重症化リスクの高い高齢者（65歳以上）や基礎疾患のある方、妊娠中の方、ワクチン未接種の方は、医療提供体制がひっ迫している都道府県（確保病床使用率が70%超かつ入院率2%以下の都道府県等）への移動については、慎重に判断すること また、県外のご家族やご親戚などが自宅に滞在する場合や、県外の個人宅等に滞在する場合は、自宅・個人宅等でも家庭でできる感染防止対策を徹底すること <p>（基本的な感染対策の徹底）</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること

日付	国	島根県
		<p>(家庭や職場等での健康管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること ・児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること ・各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること <p>(無料検査の受診)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること、なお、この要請については、要請の期間を8月31日までとする（特措法第24条第9項に基づく要請） <p>(飲食店等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各店舗において感染防止対策を徹底し、そうした店舗を利用することを前提として、 <ul style="list-style-type: none"> ①飲食の際の人数を4人以下とすること、ただし、同居する家族等での利用については、これらの人数制限を適用しないこと ②時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で、「島根県新型コロナ対策認証店」を利用する場合は3時間、それ以外の店舗を利用する場合は2時間を限度とすること ・「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること <p>(ワクチンの追加接種)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと <p>(業種ごとのガイドライン遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること（特措法第24条第9項に基づく要請）

日付	国	島根県
		<p>(イベント開催の目安)</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県の対応（令和4年6月24日島根県対策本部決定）によること（特措法第24条第9項に基づく要請） <p>(接触確認アプリの活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること <p>(事業所での接触低減の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと <p>(誹謗中傷や差別の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと
8月7日（日）		県内感染者確認（413名、累計49,181名）
8月8日（月）		県内感染者確認（1,263名、累計50,444名）
8月9日（火）		県内感染者確認（955名、累計51,399名）
8月10日（水）		県内感染者確認（888名、累計52,287名）
8月11日（木）		県内感染者確認（367名、累計52,654名）
8月12日（金）		県内感染者確認（1,129名、累計53,783名）
8月13日（土）		県内感染者確認（528名、累計54,311名）
8月14日（日）		県内感染者確認（576名、累計54,887名）
8月15日（月）		県内感染者確認（790名、累計55,677名）
8月16日（火）		県内感染者確認（1,621名、累計57,298名）
8月17日（水）		県内感染者確認（1,232名、累計58,530名）
8月18日（木）		県内感染者確認（1,140名、累計59,670名）

原子力防災に関する中国電力との協力協定の締結について

1. 経過

原子力事故が生じた場合、原子力事業者は、原発の事故収束活動にあたることはもとより、住民避難などの支援活動に取り組む責務を有するとされている。

このため、「島根地域の緊急時対応」の策定にあたっては、住民が避難をする際の中国電力の活動内容についても検討し、とりまとめたところである。

今回、その内容について、7月6日に島根県、鳥取県及び中国電力の三者で新たに協定を締結し、中国電力による協力内容の明文化を行った。

2. 中国電力の主な協力内容

中国電力が実施する主な協力内容は次のとおり

(1) 避難退域時検査への要員派遣

両県が行う避難退域時検査に、検査等の要員として、中国電力の社員等から約1,300人を派遣

(2) 緊急時モニタリングへの要員派遣

両県が行う緊急時モニタリングに対し、必要な人員を派遣

(3) 避難行動要支援者等の避難等の支援（福祉車両の確保）

原子力災害時に避難行動要支援者の避難に使用するため、あらかじめ52台のストレッチャー車両を確保し、関係市の医療・福祉施設等へ配備

(4) 避難所運営支援（物資輸送）

両県及び関係市が備蓄する生活物資が不足する場合、中国電力等の各事業所に備蓄している食料品・飲料水・毛布等を避難所等に輸送

(5) 放射線防護資機材の供給支援

個人線量計やタイベックスーツ等の放射線防護資機材が不足する場合、中国電力等があらかじめ余裕をもたせて備蓄している資機材の中から供給

【参考】

本協定では、鳥取県が実施する原子力防災対策に係る経費のうち国の財源措置が行われないものについて、中国電力が応分の負担をすることも定めている。

なお、島根県では、原子力防災対策に係る経費のうち国の財源措置が行われないものについては、中国電力に課税している核燃料税の一部を充当している。